

[論 文]

子ども家庭福祉学とは何か

柏 女 霊 峰^{*}

Key words : 子ども家庭福祉学、社会福祉学、理念・制度・方法の円環的前進、児童福祉

I 社会福祉学とは何か

1. 社会福祉とは何か

日本学術会議社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会（2015：1）は、社会福祉について、「人々が抱える様々な生活課題の中で社会的支援が必要な問題を対象とし、その問題の解決に向けた社会資源（モノやサービス）の確保、具体的な改善計画や運営組織などの方策や、その意味付けを含んだ「社会福祉政策」（以下、政策と略す）と、問題を抱えた個人や家族への個別具体的な働きかけと、地域や社会への開発的な働きかけを行う「社会福祉実践」（以下、実践と略す）によって構成される総体である。」と定義している。

また、古川（2008：39-40）は、これまでの諸家の多様な社会福祉概念規定を俯瞰し、自身の研究の推移を踏まえたうえで、社会福祉の統合論的規定をA-Cの3通りを提示している。ここでは、もっとも短く理解しやすい規定として、社会福祉の統合論的規定Aを紹介しておきたい。

すなわち、「社会福祉とは、現代社会において、人々の自立生活を支援し、自己実現と社会参加を促進するとともに、社会の統合力を高め、その維持発展に資することを目的に展開される一定の歴史的、社会的な施策の体系である。その内容をなすものは人々の生活上の一定の困難や障害、すなわちその個別的な表現としての福祉ニーズを充足あるいは軽減、緩和し、最低生活の保障、自立生活の維持、自立生活力の育成、さらには自立生活の援護を図り、またそのために必要とされる社会資源を確保し、開発することを課題に、国・自治体ならびに各種の民間組織によって策定運営されている各種の政策制度ならびにそのもとにおいて展開されている援助の総体である。」と規定している。「社会の統合力を高め、その維持発展に資する」とは、社会福祉は社会秩序安定のための装置の一つであるとの視点である。貧困層や社会的に排除された層を国家体制のなかに統合するために「福祉」があるという視点は、時代とともに薄れた感も否めないが、今なお一定の説得力を持つ視点といえる。

さらに、網野（2002：12）は、「福祉」について、日本国憲法において保障される諸権利を踏ま

^{*} 淑徳大学総合福祉学部教授

えつつ、「人間における尊厳性の原則、無差別平等の原則、自己実現の原則を理念とする健幸¹⁾の実現のための実践及び法制度」と規定し、それを受けて、網野(2002:28)は、児童福祉を「生存し、発達し、自立しようとする児童とその環境の接点にあって、人間における尊厳性の原則、無差別平等の原則、自己実現の原則を理念として、児童の健幸の実現のために、国、地方公共団体、法人、私人等が行う児童及び関係者を対象とする実践及び法制度」と定義している。なお、山縣(2000:157)は、一般にはとしつつ、「個人が生活をしていく上で遭遇する障害や困難に対して、社会福祉政策、地域社会、個人などが、独自にあるいは相互に協働しながらこれを解決あるいは緩和していくための諸活動の総体」としている。

以上の定義のなかでは古川のものがもっとも包括的・網羅的であり、社会福祉の定義には、人間のありように関しよりよい生き方を追求する視点、社会のありようについて追求する視点、人と社会の接点に起こる種々の生活課題に介入し、その両方を視野に入れて解決、緩和していく視点、の3つの視点が含まれていなければならないということが理解できる。

2. ソーシャルワークとは何か

一方、社会福祉を定義するためには、その大きな構成要素である「方法」を形作るソーシャルワークの定義を無視するわけにはいかない。ソーシャルワークの定義としては、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の2000年の次の定義²⁾がもっとも浸透している。

「ソーシャルワークの専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」(IFSW2000.7.)

ここでは、「人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入」する援助技術として規定されている点が大きな特徴である。社会福祉の援助技術には直接身体に触れる行為を含む「介護」や「保育」も含まれるが、社会福祉を定義する際には、この視点を無視することはできない。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項は、社会福祉士がソーシャルワークと類似する「相談援助」を行う専門職として規定されているが、その定義は以下のとおりである。すなわち、社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」をいうとしている。ここでは必ずしも「生活課題を抱える人と環境との接点に介入する」という視点は明確ではないが、援助にあたってはそうした視点が必要であることはいうまでもない。そのことは、日本社会福祉士会の倫理綱領前文において、「われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択し

た、次の「ソーシャルワークの定義」（2000年7月）を、ソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、その実践の拠り所とする。」と規定しているところからも明らかである。

3. 社会福祉学とは何か

(1) 社会福祉学の構造

一方、社会福祉学とは何か。日本社会福祉学会ホームページに掲載されている高校生、一般向けパンフレット「社会福祉学を学ぼう」に提示されている社会福祉学の定義は、以下のとおりである。すなわち、「人々が抱えるさまざまな生活問題の中で、社会的支援が必要な問題に対し、問題解決に向けた「社会福祉政策」を考え、研究し、実際に個人や地域・社会に働きかける「実践」を推進する学問。言い換えれば、現実の社会を把握し、一人ひとりの尊厳を大切に、誰にとっても生きやすい社会の在り方を探る」学問であるとしている。

また、古川（2008：58-60）は、社会福祉学は、学際科学、複合科学、融合科学であるとしている。京極（1998：9, 11）は、社会福祉学は実践的かつ総合的な学問であるとし、また、学際的科学（ないしは複合的科学）であるとしている。さらに、社会哲学を起点としていると述べる。社会哲学としては、人間の尊厳、社会的正義、社会的公平等の哲学的価値をあげている。

さらに、古川（2008：61）は、社会福祉学研究の位相とレベルについて表1のようにまとめ、研究の位相として、課題の設定、実態の把握、施策の設計、施策の展開の4つを挙げ、規範科学、分析科学、設計科学、実践科学の4つの研究の性格を提示している。また、研究対象のレベルとしては、政策レベル、制度レベル、援助レベルの3レベルを提示している。

表1 社会福祉学研究の位相とレベル

研究の位相	研究対象のレベル			研究の性格
	政策レベル	制度レベル	援助レベル	
課題の設定	政策課題の設定	制度課題の設定	援助課題の設定	規範科学（べき論）
実態の把握	政策課題の実態分析	制度課題の実態分析	援助課題の実態分析	分析科学（ある論）
施策の設計	政策の企画と策定	制度の設計と構築	援助の方針と計画	設計科学（できる論）
施策の展開	政策の遂行	制度の運営	援助の展開	実践科学（する論）

出所：古川（2008：61）表2-1

(2) 社会福祉学の特徴と構造

これらから、社会福祉学のいくつかの特徴、構造が浮かび上がる。まず、第一に、社会福祉学は価値志向の側面を持つということである。古川（2004：58）は、「社会福祉それ自体が価値的

な存在である」こと、したがって、社会福祉学の研究は、「価値志向的な性格を前提にしつつ、しかも研究方法論的には自制的、価値禁欲的でなければならない。」としている。このような価値志向を持つ社会福祉学は、それゆえに「設計科学」の側面をもつと古川はいう。

また、この価値志向は、2つの次元を有する。1つは被援助者たる人間のありように関する価値志向であり、2つは、その人間が生活する社会そのもののありように関する価値志向である。前者には個人の尊厳と権利擁護、自己実現保障などがあり、後者には共生社会の実現、ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンなどがある。この点は、他の社会科学や人間科学とは大きな違いであるといえるだろう。筆者は、社会福祉学のこの点に大きな意義があると考えている。

第二に、社会福祉学は総合性、学際性が認められる点である。古川や京極も、この点に言及している。さらに、網野は、これらを踏まえ、児童福祉学は「児童福祉に関する学際的人間科学である」としている。このように、社会福祉学は、「相互排他的に固有な研究の対象と方法を持つ既成科学—個別科学（ディシプリン）」（古川，2008：58）とは異なる学問であり、かつ、発展途上の学問であるとしている。

第三に、社会福祉学には、いくつかの構成要素があり、それらが相互に独立しつつ、一定の関係にあるという点である。構成要素は、論者によって表現は異なるが、たとえば、現状（環境）、理念、制度、方法（経営・運営、援助）などに分けられる。先の社会福祉の定義に従えば、古川は、その構成要素を、福祉ニーズ、人としてのありようと社会のありように関する理念、政策制度、援助、としており、網野の定義の場合は、人としてのありようとそれを保障する社会のありように関する理念・原則、実践、法制度としている。柏女は、子ども家庭福祉の構成要素を環境、理念、制度、方法（経営、援助）とし、その円環的前進を子ども家庭福祉のあるべき姿としている（詳細はⅢ参照）。

Ⅱ 子ども家庭福祉学とは何か

1. 子ども家庭福祉学とは何か

(1) 子ども家庭福祉学の定義

子ども家庭福祉学が個別の学問として成立するかについては、さまざまな見解がありうると考える。しかし、社会福祉学の対象論のなかでも「子ども」³⁾並びにその子どもが生活する「家庭」の福祉を考えることは、他の利用者が成人であることを考慮すると、個別の視点や配慮が必要とされるという見解も成り立ちうる。筆者は、この点について別稿⁴⁾にて考察している。ここでは、子ども家庭福祉学が社会福祉学の一分野であり、社会福祉学が有する普遍的な成果が子ども家庭福祉学に適用されることを原則としつつ、その固有性にも着目しつつ定義することとしたい。

柏女（1995：i など）は、これまでの定義において、子ども家庭福祉を構成する要素に着目し、「子ども家庭福祉（児童福祉）とは子どもや子育ての置かれた環境全体を視野に入れ、子ども家庭福祉（児童福祉）の理念に基づき、子ども家庭福祉（児童福祉）の目的との方策を法令等に基づいて制度化し、その運用ルールを示したもの、及びそのルールに基づいた具体的実践行為（方法）の体系である。」としている。この定義を踏まえ、福田垂穂（1986：10）の見解並びに古川（2008）や網野（2002）の定義を参照しつつ、柏女なりに「子ども家庭福祉学」について、まず子ども家庭福祉を定義したうえで子ども家庭福祉学を包括的に定義すると、以下のようになる。

「子ども家庭福祉とは、理念的に人格主体として理解されつつ、実際には自己の立場を主張し守り難い子ども並びにその子どもが生活する基盤である家庭を対象とし、子どもが生存し、発達し、自立しようとする際に出会う様々な困難に対し、子どもや家庭と環境との接点にあって、社会統合や一定の社会的価値並びに子ども家庭福祉にかかわる根源的な価値追求その他を理念として、子ども並びに家庭のウェルビーイングの実現のために、国、地方公共団体、法人、私人等が行う子どもや家庭及び関係者を対象とする実践及び法制度の総体である。

子ども家庭福祉は、子どもや子育て家庭の置かれた環境の現状を視野に入れ、子ども家庭福祉の理念に基づき、子ども家庭福祉の目的との方策を法令等に基づいて制度化し、その運用ルールを示したもの、及びそのルールに基づいた機関・施設の運営や具体的実践行為（方法）の体系である。すなわち、子ども家庭福祉は、社会のありようを基礎として、理念、制度、方法（経営、援助）の3つを構成要素として成り立つ。

子ども家庭福祉学とは、社会福祉学を基礎としつつ、子ども家庭福祉における環境、理念、制度、方法（経営、援助）並びにその展開の特質を分析し、これらの構造の法則性を明らかにし、あるべき方向性を設計していく学際科学、複合科学、融合科学、設計科学である。」

網野の定義が学際性を強調しているのに対し、柏女は、子ども家庭福祉学の社会福祉学との普遍性を重視しつつも、子ども家庭福祉学としての固有性も尊重するという姿勢を有している点に特徴がある。

(2) 子ども家庭福祉の構成要素—理念、制度、方法の定義

なお、本定義における社会福祉の「理念」について若干の考察を行えば、以下のとおりである。山縣（2001：152-153）によれば、「あらゆる個人・社会を通じて常に承認されるべき絶対性を持った本質的性質や特性である」「価値を実現すること」をいう。しかしながら、価値は絶対性を持ったものばかりではない。一定の時代や社会のなかで、特定の人々のなかで共有され、絶対視されている価値も多い。ここでは、平塚（2004：92-93）のいう社会的価値の定義を援用し、「社会全体において人間福祉に関する価値意識に基づき社会福祉をはじめとするヒューマン・サービス制度全体の基本的な在り方を方向づけ、決定する価値を追求し、実現に向かわせる方向

性をもった概念」としておきたい。それは、制度や方法のもとになる政策目標を生み出すもとなる。また、方法が新たな価値・政策を生み出し、政策につながっていく、理念には、根源的な理念や時代とともに変わる理念、時代とともに生起・消滅あるいは増強・減退する理念などがある。たとえば、「子どもの最善の利益」保障という価値は、平塚⁵⁾のいう社会的価値のなかでも子ども家庭福祉に根源的な価値であるといえる。子ども家庭福祉の価値・理念については、別稿を予定している。

次に、「制度」とは、「一定の価値の実現、すなわち理念に基づいて政策を形にし、行政システムによってその実行を委ねられているもの」といえ、「法令により規定された社会福祉事業の集積」であるといってよい。なお、古川（2004：32）は、「制度というものを、政策と援助というかたちに媒介し、転化する場所、あるいは政策と援助とがそこで出会い、接合される場所として把握」している。つまり、政策と方法との重なり合うところに制度があるとしているのである。ここでいう政策とは、政府・政党、地方自治体などの施政上の方針や方策をいい、筆者のいう理念に近いものとなる。

第三に「方法」とは、「社会福祉の個別の具体的援助とその援助を支える事業体や行政、地域等の組織の運営や経営をいう」ものと理解したい。すなわち、制度や援助の実施主体や事業主体の運営・経営（アドミニストレーション：administration）と、そのもとの実施される各種の援助を指す。ここで援助は包括的な概念であり、具体的にはソーシャルワークといわゆるケアワークとに分けられる。施設における援助では、その両者が統合された援助形態がレジデンシャルワークと呼ばれることもある。その他、他の専門職により実施されるカウンセリング、心理療法、療育等を含むこともあり、場合によって、それらの機関とのリエゾンやいわゆる他職種連携により行われる援助も含まれることが多い。これらを総称して「方法」と呼ぶこととする。

このように整理すると、子ども家庭福祉の一つひとつの実践は、子ども・子育てを包む社会のありようを基礎として、理念、制度、方法をその構成要素として成り立つ。たとえば、代表的な子ども家庭福祉サービスである保育所保育を例にとると、保育所における日々の保育は、子育てと仕事の両立を願う人びとや、子育ての孤立化などの現状を踏まえ、親の仕事と子育ての両立や、育児負担の軽減、子どもの豊かな発達・福祉の保障を理念として、認可保育所制度という制度や保育所保育指針等の法令に基づいて、適切な保育所の経営・運営のもとで、一人ひとりの子どもに対して提供される保育という専門的行為によって成り立っている。したがって、子ども家庭福祉を語る場合には、常にこの四つを視野に入れていくことが必要である。

(3) 子ども家庭福祉学と周辺領域、学問

広義の子ども家庭福祉は、制度体系としての母子保健制度や障害児支援制度（障害者施設給付等制度）並びに2015年度から創設されている子ども・子育て支援制度等を包含するが、それぞれ

の制度体系と子ども家庭福祉制度体系とは一部重なり合っている。これは、図1のように示される。

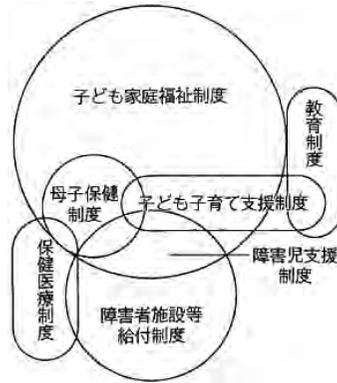


図1 子ども家庭福祉制度体系
(柏女作成)

この図にみるとおり、子ども家庭福祉は領域、分野ごとに、その基礎構造が分断されていることが大きな特徴である。それぞれの分野ごとに行政実施体制や財源が異なり、全体を統一して語りたいことが大きな特徴であるといえる⁶⁾。

なお、この点からいえば、今後、子ども家庭福祉学と近接する領域の学問の固有性にも着目することが必要と考えられる。たとえば、子ども家庭福祉学と教育学、障害者福祉、高齢者福祉、保健学などである。たとえば、教育学の場合、基本的理念といわゆる人づくりといえるが、どうしても社会が必要とする人づくりを念頭に置くこととなり、社会福祉学と同様、「社会」の視点も無視できないと考えられる。一方で、社会のあり方を所与のものとして認めたくえて、それに必要な人材の育成という視点も考えられる。今後の大きな課題としておく必要がある。

2. 児童福祉から子ども家庭福祉へ

(1) 子ども家庭福祉という用語について

「子ども家庭福祉」の用語は近年とみに使われるようになったものであり、それまでは「児童福祉」と呼ばれていた。子ども家庭福祉の概念は、子どもを直接のサービスの対象とする児童福祉の視点を超え、子どもが生活し成長する基盤となる家庭をも福祉サービスの対象として認識していこうとする考え方のもとに構成された概念である。

政府関係報告書において初めて「児童家庭福祉」が用いられたのは、1981年の中央児童福祉審議会意見具申『今後のわが国の児童家庭福祉の方向性について（意見具申）』が嚆矢である。しかし、そこでは児童家庭福祉という用語は用いられているものの、その意義や意味内容についての言及はなされていない。これに対し、1989年3月の全国社会福祉協議会児童家庭福祉懇談会

の報告書『提言 あらたな「児童家庭福祉」の推進をめざして』ではその意義についても言及⁷⁾がなされている。その後、“児童”より権利行使の主体とのニュアンスをもつとされる“子ども”へと表現を変え、「子ども家庭福祉」⁸⁾と表現されるようになった。

そこには、従来の救貧的な福祉観、すなわちウェルフェアから、権利の保障と自己実現を重視した福祉観、すなわちウェルビーイングへの転換を象徴的にみてとることができる。また、「家庭」を、児童福祉を担う「主体」から支援の「対象」にしていく必要があるとの視点が読み取れる。こうした観点から、本稿においては、「児童福祉」に代えて、「子ども家庭福祉」の用語を用いることとする⁹⁾。

(2) 子ども家庭福祉の具体的内容

子ども家庭福祉の対象は大きく、①子ども、②妊産婦や子育て家庭、③子どもと子育て家庭が暮らす地域社会や社会そのもの、の3つである。

まず、子どもたちが暮らすこの社会のありように注目しなければならない。現代社会は、今、さまざまな価値観のゆらぎ¹⁰⁾のなかにある。その社会のなかでの子どもたちや子育て家庭の暮らしの実情について、正確に理解することが求められる。社会のありようや社会全体が向かっている方向について目を配ることが必要とされる。次に、子どもの育ちの実情についての正確な理解が求められる。つまり、現代社会における子どもの生活の実情や、子どもの発達についての理解である。第三に、地域における子育ての実情、および子育てをしている親たちの生活の実情についての正確な理解が求められる。そのうえで、前述したとおり、子ども家庭福祉の理念、制度、方法が語られる。

まずは、「理念」について検討が必要とされる。わが国においては、具体的には、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約や、児童福祉法第1～3条¹¹⁾、児童憲章、少子化社会対策基本法、障害者基本法、子ども・子育て支援法の各規定などがあり、さらには、近年の子ども家庭福祉改革を導く理念について把握することが求められる。それは、社会的存在としての子どもの尊厳性および平等、自己実現を理念とするウェルビーイングの実現を目指すこと、切れ目のない支援を目指すソーシャル・インクルージョン（social inclusion：社会的包摂）¹²⁾や共生の理念であるといえる。また、次世代育成支援施策や子ども・子育て支援制度の創設などを踏まえると、子どもや子育て家庭の福祉を保障する「公的責任」に加えて、人と人との緩やかなつながりを構築する「社会連帯」の視点が重要視されていることが理解できる。

続いて「制度」は、これらの理念に基づいて「児童福祉法」を中心とする各種の法令および財政等により構成され、保育、子育て支援（経済的支援を含む）、子ども育成、母子保健、障害児童福祉、社会的養護・虐待防止、非行・情緒障害児童¹³⁾福祉、ひとり親家庭福祉（寡婦福祉を含む）等の各種サービスが体系化され、市町村、福祉事務所、児童相談所、保健所、市町村保健センター、児童委員・主任児童委員のほか、児童福祉施設や各種在宅事業がそれらを支えている。

こうした制度に基づく多様な供給主体による公的なプログラムのほか、非営利団体等によって提供される自発的なプログラム、地域住民、友人関係等のネットワークによる相互扶助活動、企業等によるビジネスや社会貢献活動なども重要な分野を構成している。

子ども家庭福祉を支える専門職としては、児童相談所専門職員である児童福祉司や児童心理司のほか、児童指導員、保育士、保育教諭、放課後児童支援員、児童厚生員等の各種の専門職員がある。これらの専門職が、子ども家庭福祉問題の特性ごとに具体的「援助」、すなわちソーシャルワークやケアワーク、心理学的援助、訓練等を展開しているのである。そして、これらの援助が、それが展開される機関・施設・事業の「運営・経営」とともに、子ども家庭福祉の「方法」を構成している。

Ⅲ 子ども家庭福祉の構成要素とその円環的前進

1. 子ども家庭福祉の構成要素間のズレ

現在、子ども家庭福祉分野において制度上、実践上様々な取組が行われており、年々進歩してきている。しかし、制度の進歩と実践の場における進歩とは、必ずしもパラレルの状況にあるとはいえない。制度と実践とが切り離された状況にあると感じられることも稀ではない。また、たとえば、児童福祉施設の対象児童の変容、特性に応じた再編成の課題等制度と実際の援助にズレが生じてきている課題も少なくない。そして、これらの制度と実践とのギャップ、齟齬は、子ども家庭福祉の進展にとってかなり本質的な問題をはらんでいる。

そこで、本稿の最後に、子ども家庭福祉の基本構造について改めて整理するとともに、子ども家庭福祉における制度と実践の乖離が発生する要因やその克服策¹⁴⁾を踏まえ、子ども家庭福祉学の可能性について考察することとする。

2. 子ども家庭福祉の基本構造

先に述べたとおり、子ども家庭福祉は、子ども・子育ての環境を踏まえたくえで、理念、制度、方法の3つの構成要素からなる。それぞれは次元の異なるいわば関数であると考えられ、これは、

$$CW = f(I \cdot S \cdot M)$$

(CW : Child Welfare I : Idea S : System M : Method)

と公式化¹⁵⁾される。すなわち、援助の場における個々の具体的実践の一つひとつの妥当性は、この3要素をもとに評価されていく必要がある。

例えば、里親委託という具体的実践が行われる場合、当該援助により、その子どもの福祉がどのように実現されるのか、つまり「子どもの最善の利益」にかなう選択なのかということは「理念」次元の問題であり、里親制度という枠組がその子どもの福祉にとってどのように機能するの

かということが「制度」次元の問題である。また、どのように委託し、また、子どもにそれをどのように告げていくのかということが「方法」次元の問題である。

このなかで、例えば当該児童にとっては、里親委託し、その上で保育所に通所させることが適切であると理念及び方法の次元から判断されたとしても、制度上はそれが二重措置の問題に抵触する¹⁶⁾ということは「制度」の問題である。また、里親に委託する場合、如何に児童の精神的外傷を少なくした委託を行うかということは、「方法」上の問題である。このように、子ども家庭福祉において、制度と方法とはときに乖離を生じ、また、相互に葛藤を抱える事態が生ずることとなる。

このとき、上述した3つの側面から子ども家庭福祉上の一つひとつの具体的実践について問い直していくことによって、子ども家庭福祉の諸制度、援助・運営の具体的方法も再構築・改正される可能性が生ずる。たとえば、前述の事例でいえば、里親委託された子どもが保育所に通所できないという問題はすでに解決され、理念や方法が制度の改善を促したといえるのである。

3. 子ども家庭福祉の円環的前進—設計科学としての子ども家庭福祉学

古川（2004：32-35）は、社会福祉の構成要素を政策、制度、援助とし、それぞれの相互関係について考察している。古川は、「政策、制度、援助という各要素の間には、しばしば切迫したコンフリクトが形成される。」と述べ、「こうした政策と援助の乖離が明らかになるのは、政策と援助が会合場所、すなわち制度の領域においてである。制度の領域では、政策的な基準と援助領域における実態的な要請との乖離をどのように調整し、埋め合わせるかが重要な課題の一つとなり、そこにおける経験が新たな政策的対応（ここでの基準でいえば認定基準の改善）をうみ、また新たな援助方法の開発と展開をもたらす内在的な契機となる。」と述べている。

そのうえで、「社会福祉学を法則定立的な科学から、それを基礎に据えつつも、それを超えて実際の実践的な政策、制度、援助のありようを追求するデザイン（設計）志向の科学—設計科学として展開するという視点」を重視している。

筆者も、基本的にその視点に同感する。ただ、筆者は、古川の構成要素のうち、政策と制度を一体的にとらえ、かつ、社会福祉の理念も重要な構成要素としている。こうしたところから、筆者は、社会福祉、子ども家庭福祉の構成要素を、社会のありよう（環境）を基礎とした、理念、制度、方法の3つに整理している。したがって、社会福祉のありようは、社会のありように連動する。また、社会福祉の理念が変われば制度が変わり、また、制度の変容は方法にも影響をもたらす。

近年の代表的社会福祉制度改革である社会福祉基礎構造改革を例にとると、これは、社会福祉法改正を中心とするいわば“法改正”であり、“制度”の改正である。しかし、それは、社会事象や人びとの価値観の変容など、「社会」の変容に対応するものであり、「パターンリズムからパートナーシップへ」とのスローガンに象徴されるように、「理念」の変更を内包している。さ

らに、それにともない、「方法」も新たな展開を求められることとなる。

すなわち、専門家が各種情報を所有して利用者を支援する時代から、利用者に情報を提示し、利用者や地域社会をエンパワーし、利用者本人の自己決定を支援する方法が重視されるようになってくることとなる。そして、そうした「方法」による検証は、次なる「制度」改正へと結びつく。これが、理念、制度、方法の円環的前進である。この構造は、図2のように示される。

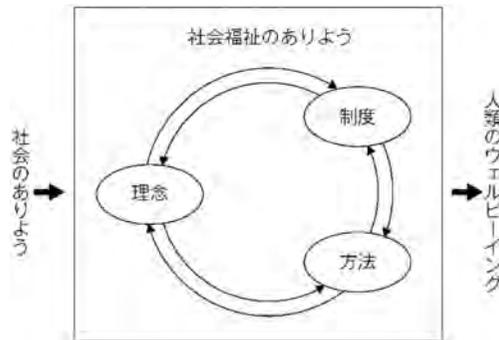


図2 子ども家庭福祉における理念、制度、方法の円環的前進

出所：柏女（2002：84ほか）

つまり、古川（2004：35）の述べる「制度の領域では、政策的な基準と援助領域における実態的な要請との乖離をどのように調整し、埋め合わせるかが重要な課題の一つとなり、そこにおける経験が新たな政策的対応（ここでの基準でいえば認定基準の改善）をうみ、また新たな援助方法の開発と展開をもたらす内在的な契機となる。」という視点は、筆者からいえば、社会のありよう、現状を踏まえた理念、制度、方法（機関・施設の運営・経営と具体的援助実践）の円環的前進ということになる。

すなわち、実践（方法）の集積が「〇〇を重視すべき」という理念を生み出し、それが制度を創り出し、その制度のもとでの実践（方法）がまた新たな視点や理念を生み、あるいは制度改正へのインセンティブとして働くこととなる。こうした円環的構造が、社会のありようの変化に対応するエネルギーを生み出し、かつ、子ども家庭福祉に絶え間ない改善という生成的構造を創り上げていくことになるのである。こうした点において、冒頭に述べように、社会福祉学、子ども家庭福祉学は、こうした理念、制度、方法の一体的検討並びに円環的前進が強く求められる設計科学の側面を強く有しているのである。これが、筆者の基本的視点¹⁷⁾である。

附記

本稿は、筆者のこれまでの著作である『現代児童福祉論（1995，誠信書房）をもとにして、その後の考察を踏まえて再構成したものである。したがって、一部、これまでの著作の内容と重複していることをお断りしておきたい。

【注】

- 1) 網野は、ウェルビーイング (well-being) を「健幸 (けんこう)」と訳している。また、後述する国際ソーシャルワーカー連盟のソーシャルワークの定義の翻訳では「福利」と訳されている。なお、児童の権利に関する条約の外務省訳では「福祉」と訳されている。このように、ウェルビーイングの訳語はまだ定着していないため、本稿では、「ウェルビーイング」という用語をそのまま用いる。
- 2) 2014年7月、IFSWと国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) は、ソーシャルワークのグローバル定義を採択している。2015年2月に確定した日本語定義は、以下のとおりである。「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」これに基づき、現在、日本では、グローバル定義の日本における展開案が検討されている。
- 3) 本書においては、「児童」という表現に代えて「子ども」という表現を用いる。ただし、法令上「児童」と標記することが必要な場合には、「児童」の表現を用いる。児童の定義は法律により異なるが、児童福祉法においては18歳未満の者に対して用いられる。したがって、本書において「子ども」という場合には、原則として18歳未満の者をいう。
- 4) 柏女霊峰 (2017) 「子どもの身体的・心理的・社会的特性と子ども家庭福祉ニーズ」『淑徳大学研究紀要 (総合福祉学部・コミュニティ政策学部)』第51号 淑徳大学
- 5) 平塚は、「社会的価値は、社会全体において人間福祉に関する価値意識に基づき社会福祉をはじめとするヒューマン・サービス制度全体の基本的な在り方を方向づけ、決定する価値である。」とし、この価値が政策的な価値に影響を与えること、社会的価値の諸価値は相互に矛盾することがあること、生活支援にとって重要な価値は社会的に合意されることが必要であることなどを指摘している。平塚良子「人間福祉における価値」秋山智久・平塚良子・横山譲『人間福祉の哲学』ミネルヴァ書房 2004, pp.92-93
- 6) こうした観点からいえば、内閣府所管の子ども・子育て支援制度が創設されたことは、ようやく定着しつつある「子ども家庭福祉」という用語を、再び「子ども・子育て支援」と「児童福祉」に分断させる危険性をはらむものといえなくもない。
- 7) 懇談会の提言は、「おわりに」で、児童家庭福祉の用語について、「児童家庭福祉という用語は、本懇談会において、新たな児童福祉の在り方の視点として、子どもの福祉にとって「健康で文化的な家庭機能」が必要不可欠であるという認識に立って用いられたものである。重要なポイントは、この家庭機能の提供を家族にのみ求めるのではなく、家族を中心としつつ社会的に分担・サポートしていこうとするものである。」と述べている。
- 8) 現在では、社会福祉士試験受験資格取得のための指定科目は「児童福祉論」から「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」と告示され、平成23年度入学生から導入されている新保育士養成課程における「児童福祉」も「児童家庭福祉」と告示されている。
- 9) 中村 (2009) は、「子ども家庭福祉」概念について、児童福祉法制定時にさかのぼって児童福祉概念に含まれる意味合いを検討し、そこにおける理念と子ども家庭福祉に込められた理念には大きな違いがないとしている。そのうえで、「家庭」を支援の対象に含めることが陥りやすい危険性についても提示している。傾聴に値する見解である。児童福祉法制定関係者の思いが社会で子どもを育てる姿勢にあったことは疑いがなく、実際には、いわゆる「児童保護」、すなわち救済的な福祉を優先せざるを得なかつ

たことは心しておきたい。

- 10) わが国社会の価値観のゆらぎについて柏女（1999：10-15）は、集団から個人へ、保護から自立へ、供給者主体から利用者主体へ、集権から分権へ、公中心から規制緩和へ、隔離からバリアフリーへ、倫理への問いかけ、私物的わが子観から社会的わが子観へ、の7点を提示している。
- 11) 2016年、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、公布されている。そのなかでは、児童福祉法第1条、第2条が法制定以来70年ぶりに改正されている。ただ、その内容は、いわゆる子どもの受動的権利を現代の社会状況に即して表現するものであって、子ども観についての大きな変更はないと考えるべきである。しかしながら、第1条第1項において「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、……される権利を有する。」と規定され、また、第2条第1項において「……児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、……」と規定されているとおり、いわゆる子どもの能動的権利の保障も包含されるものとなっている。
- 12) イギリス、フランスなどにおける近年の社会福祉再編の基本理念のひとつであり、失業者、ホームレスなど社会的に排除されている人びとの市民権を回復し、公的扶助や就労機会の提供等を通じて、再び社会に参入することを目標とする考え方のことである。わが国では2000年、厚生労働省に設置された「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」において、「包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある」と、新しい社会福祉の考え方として示されている。
- 13) 2016年改正児童福祉法により、これまでの情緒障害児短期治療施設の名称が2017年度から児童心理治療施設と改称されることとなっており、「情緒障害」という用語の定義が情緒障害児短期治療施設の入所対象とすべき児童とされていたことにかんがみれば、今後、情緒障害並びに情緒障害児という呼び名は子ども家庭福祉分野から消失していくこととなる。
- 14) 子ども家庭福祉における理念、制度、方法の特質と構成原理の相違が生み出す問題とその要因の分析並びにその克服方策についての提案は、柏女霊峰（1995）『現代児童福祉論』「第5章 児童福祉の基本構造とその統合」（誠信書房）を参照いただきたい。
- 15) ちなみに、下平（1986：43）は、「児童福祉は、行動・理念・方法の3つの要素の関数である」とし、 $CW = f(A \cdot I \cdot M)$ （CW：Child Welfare A：Action I：Idee M：Method）と公式化している。
- 16) この問題は1998年8月の厚生省（現厚生労働省）通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」により解消されている。通知では、二重措置の問題を国費の二重支弁の問題ととらえ、里親からの費用の徴収を免除する方法で克服されている。この方法により、その後の改正で、児童発達支援センターや障害児通所支援の各事業にも適用され、また、対象が小規模住居型児童養育事業にも拡大されている。理念実現に関連する方法上の問題が、制度改善により克服され前進した事例といえる。
- 17) なお、社会福祉や子ども家庭福祉によって、社会のありようや子どもと子育て家庭を包む環境は、ときとして、子ども家庭福祉の変革を導き出す大きなエネルギーとなる。たとえば、2010年12月からのいわゆるタイガーマスク運動や2016年の「保育園落ちた。日本死ね!」の匿名ブログが国会や政府を動かし、社会的養護や保育政策を大きく進めたことなどが記憶に新しい。

【文献】

- 網野武博（1992）「福祉心理臨床とはなにか」網野武博他編『福祉心理臨床』星和書店
 網野武博（2002）『児童福祉学』中央法規

- 福田垂穂（1986）「第1章 児童福祉理念の発展」厚生省児童家庭局企画課監修 福田垂穂・吉沢英子著『児童福祉論』全国社会福祉協議会社会福祉研修センター
- 古川孝順（2002）『社会福祉学』誠信書房
- 古川孝順（2004）『社会福祉学の方法』有斐閣
- 古川孝順（2008）『社会福祉学の新天地』有斐閣
- 平塚良子（2004）「人間福祉における価値」秋山智久・平塚良子・横山譲『人間福祉の哲学』ミネルヴァ書房
- 児童家庭福祉懇談会（1989）『あらたな「児童家庭福祉」の推進をめざして』全国社会福祉協議会
- 柏女霊峰（1992）「福祉行政、制度と心理臨床」網野武博他編『福祉心理臨床』星和書店
- 柏女霊峰（1995）『現代児童福祉論』誠信書房
- 柏女霊峰（1999）『児童福祉の近未来—社会福祉基礎構造改革と児童福祉』ミネルヴァ書房
- 柏女霊峰（2002）「社会福祉の制度と臨床」江幡玲子・深澤道子編『現代のエスプリ』第422号
- 柏女霊峰（2009）『子ども家庭福祉論』誠信書房
- 柏女霊峰（2008）『子ども家庭福祉サービス供給体制』中央法規
- 柏女霊峰（2011）『子ども家庭福祉・保育の幕開け』誠信書房
- 柏女霊峰（2015）『子ども家庭福祉論 [第4版]』誠信書房
- 京極高宣（1998）『改訂社会福祉学とは何か—新・社会福祉原論』全国社会福祉協議会
- 中村強士（2009）「子ども家庭福祉」概念の検討『佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科篇』第37号
- 佐藤まゆみ（2012）『市町村中心の子ども家庭福祉』生活書院
- 下平幸男（1986）「児童福祉を考える視点」『立正大学文学部論叢』第83号
- 山縣文治（2015）「社会福祉」山縣文治・柏女霊峰編集代表『社会福祉用語辞典 [第9版]』ミネルヴァ書房
- 山縣文治（2015）「社会福祉の価値・理念」山縣文治・柏女霊峰編集代表『社会福祉用語辞典 [第9版]』ミネルヴァ書房